

eコトでんき！ 東北エリア 電気料金メニュー約款
新旧対照表

2024年10月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・小売電気事業者の変更
- ・媒介事業者の社名変更
- ・事務手数料の追加

2. 電気料金メニュー約款 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社	媒介事業者：伊藤忠エネクスホームライフ株式会社 小売電気事業者：九州電力株式会社
第1条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社（以下、媒介事業者といいますが）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社の提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東北電力ネットワーク株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、伊藤忠エネクスホームライフ株式会社（以下、媒介事業者といいますが）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が、九州電力株式会社 が 提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東北電力ネットワーク株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。
第4条 1.(1)(b)	適用条件 お客さまが集合住宅または借家へお住まいの場合の支払い方法は、原則、媒介業者の指定するクレジットカード引き落としとします。	適用条件 お客さまが集合住宅または借家へお住まいの場合の支払い方法は、原則、媒介事業者の指定するクレジットカード引き落としとします。
第4条 1.(4)	電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。	電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。
第4条 1.(5)	(新規項目追加)	事務手数料 電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます）の請求書は、以下の

		<p>とおりに発行いたします。</p> <p><u>(a)媒介事業者による発行</u> 料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p> <p><u>(b)当社による発行</u> 料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p>
第4条 2.(1)	<p>適用条件</p> <p>(a) <u>当社の媒介業者</u>と当該電気需給契約以外に継続取引の契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(C) お客さまが集合住宅または借家へお住まいの場合の支払い方法は、原則、<u>当社の媒介業者</u>の指定するクレジットカード引き落としとします。但し、契約済 LP ガスの支払いが口座振替の場合、口座振替も可とします。</p>	<p>適用条件</p> <p>(a) <u>媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）</u>と当該電気需給契約以外に継続取引の契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(C) お客さまが集合住宅または借家へお住まいの場合の支払い方法は、原則、<u>媒介事業者</u>の指定するクレジットカード引き落としとします。但し、契約済 LP ガスの支払いが口座振替の場合、口座振替も可とします。</p>
第4条 2.(4)	<p>電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>	<p>電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>
第4条 2.(6)	<p>(新規項目追加)</p>	<p>事務手数料</p> <p><u>電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます）</u>の請求書は、以下のとおりに発行いたします。</p> <p><u>(a)媒介事業者による発行</u> 料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子デ</p>

		<p>一タによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとしします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p> <p><u>(b)当社による発行</u> 料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとしします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p>
<p>第4条 3.(4)</p>	<p>電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。</p>	<p>電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。</p>
<p>第4条 3.(5)</p>	<p>(新規項目追加)</p>	<p><u>事務手数料</u> <u>電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます）の請求書は、以下のとおり発行いたします。</u></p> <p><u>(a)媒介事業者による発行</u> 料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとしします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p> <p><u>(b)当社による発行</u> 料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとしします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p>

		<p>のとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p>
第4条 2.(1)(a)	<p>適用条件 当社の媒介業者と当該電気需給契約以外に継続取引の契約を結んでいるお客さまであること。</p>	<p>適用条件 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と当該電気需給契約以外に継続取引の契約を結んでいるお客さまであること。</p>
第4条 4.(4)	<p>電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>	<p>電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>
第4条 4.(6)	<p>(新規項目追加)</p>	<p>事務手数料 電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます）の請求書は、以下のとおり発行いたします。 (a)媒介事業者による発行 料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。 (b)当社による発行 料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p>
第4条 5.(4)	<p>電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料</p>	<p>電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー</p>

	<p>金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>	<p>発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>								
<p>第4条 5.(4) (a)</p>	<p>基本料金</p> <table border="1" data-bbox="264 768 858 916"> <tr> <td>契約容量 10 キロボルトアンペア</td> <td>3,366 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>336 円 60 銭</td> </tr> </table>	契約容量 10 キロボルトアンペア	3,366 円 00 銭	上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	336 円 60 銭	<p>基本料金</p> <table border="1" data-bbox="890 768 1477 916"> <tr> <td>契約容量 6 キロボルトアンペア</td> <td>2,019 円 60 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>336 円 60 銭</td> </tr> </table>	契約容量 6 キロボルトアンペア	2,019 円 60 銭	上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	336 円 60 銭
契約容量 10 キロボルトアンペア	3,366 円 00 銭									
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	336 円 60 銭									
契約容量 6 キロボルトアンペア	2,019 円 60 銭									
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	336 円 60 銭									
<p>第4条 5.(6)</p>	<p>(新規項目追加)</p>	<p>事務手数料 電気料金その他お客さまにご請求する金額(以下「料金等」といいます)の請求書は、以下のとおり発行いたします。 <u>(a)媒介事業者による発行</u> 料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり 220 円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。 <u>(b)当社による発行</u> 料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり 220 円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p>								
<p>第4条 6.(3)</p>	<p>契約電力 (a)契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別紙 2(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものとします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値</p>	<p>契約電力 (a)契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、料金メニュー約款別紙 1(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものとします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数</p>								

	とします。	を乗じてえた値とします。
第4条 6.(4)	<p>電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、本約款13（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。</p> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします</p>	<p>電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。</p> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p>
第4条 6.(6)	(新規項目追加)	<p>事務手数料</p> <p>電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます）の請求書は、以下のとおり発行いたします。</p> <p>(a) 媒介事業者による発行</p> <p>料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p> <p>(b) 当社による発行</p> <p>料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、</p>

		紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。									
	<p>附 則</p> <p>この料金メニュー約款の実施時期 この料金メニュー約款は、2023年12月1日より実施します。</p> <p>約款改定・改訂履歴</p> <table border="1" data-bbox="316 456 659 607"> <tr><td>2022年 6月1日制定</td></tr> <tr><td>2023年 6月1日改定</td></tr> <tr><td>2023年 7月1日改定</td></tr> <tr><td>2023年 12月1日改定</td></tr> </table>	2022年 6月1日制定	2023年 6月1日改定	2023年 7月1日改定	2023年 12月1日改定	<p>附 則</p> <p>この料金メニュー約款の実施時期 この料金メニュー約款は、<u>2024年10月1日</u>より実施します。</p> <p>約款改定・改訂履歴</p> <table border="1" data-bbox="938 456 1281 645"> <tr><td>2022年 6月1日制定</td></tr> <tr><td>2023年 6月1日改定</td></tr> <tr><td>2023年 7月1日改定</td></tr> <tr><td>2023年 12月1日改定</td></tr> <tr><td><u>2024年 10月1日改定</u></td></tr> </table>	2022年 6月1日制定	2023年 6月1日改定	2023年 7月1日改定	2023年 12月1日改定	<u>2024年 10月1日改定</u>
2022年 6月1日制定											
2023年 6月1日改定											
2023年 7月1日改定											
2023年 12月1日改定											
2022年 6月1日制定											
2023年 6月1日改定											
2023年 7月1日改定											
2023年 12月1日改定											
<u>2024年 10月1日改定</u>											